補助の流れ（「八戸市危険ブロック塀等安全対策支援事業」）

◆ 補助の流れ

1）チェックリストの「１．補助要件」で補助要件を満たすか確認してください。

2）申請書類を準備してください。
（チェックリストの「２．申請の提出書類」に記載の必要書類を準備。）

3）2）で準備した申請書類を提出してください。（令和5年7月3日から受付開始）
※工事の契約締結前に提出してください。（契約後の場合、受付不可）
※令和6年1月末日までに工事が完了し、実績報告できるもののみ受付可。

4）書類審査等にて交付決定が適当と判断されると、申請者に「八戸市危険ブロック塀等安全対策支援事業補助金交付決定通知書」が送付されます。

5）4）の通知を受けた後、ブロック塀等の耐震改修工事等に関する契約を締結し、着手してください。
※実績報告の際に着工前、施工中、完成の写真が必要です。

6）実績報告の書類を準備してください。
（チェックリストの「３．実績報告の提出書類」に記載の必要書類を準備。）

7）6）で準備した実績報告書類を提出してください。
※「工事完了後30日以内」又は「令和6年1月末日」のいずれか早い日までに提出してください。

8）書類審査等にて適当と判断されると、申請者に「八戸市危険ブロック塀等安全対策支援事業補助金額確定通知書」が送付されます。

9）8）の通知を受けた後、「八戸市危険ブロック塀等安全対策支援事業補助金請求書」（別記第12号様式）を提出してください。
※令和6年2月末日までに提出してください。

10）請求書提出後、口座に補助金が振り込まれます。

◆ 募集件数

・ 6件程度（予算額に達した時点で終了）　※先着順

◆ 申込期間

・ 令和5年7月3日（月）から
（令和6年1月末日までに工事が完了し、実績報告する必要があります。）